

高知県移住促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
高知県移住促進事業費補助金交付要綱	高知県移住促進事業費補助金交付要綱
第1条～第17条 略	第1条～第17条 略
<u>(県内発注)</u>	
<u>第18条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u>	
<b>(情報の開示)</b>	<b>(情報の開示)</b>
第19条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6号第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。	第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6号第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。
<b>(委任)</b>	<b>(委任)</b>
第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。	第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。	1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第15条、第16条並びに第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第15条、第16条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。	この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。	この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。	1 この要綱は、平成25年2月26日から施行する。
2 改正後のこの要綱の規定は、平成24年度以降に交付決定を受けた者について適用する。	2 改正後のこの要綱の規定は、平成24年度以降に交付決定を受けた者について適用する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
この要綱は、平成25年5月8日から施行する。	この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。	この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
この要綱は、平成26年6月6日から施行する。	この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、改正前の要綱における第15条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1～3 略

別記第1～9号様式 略

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱により交付された補助金については、改正前の要綱における第15条の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 第5条第1項による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1～3 略

別記第1～9号様式 略